

平成23年度 社団法人 日本加工食品卸協会役員名簿

(平成23年 5 月 26日現在)

(敬称略)

役 員	氏 名	社名・所属	役 職	備考
会 長(非常勤)	國 分 勘 兵 衛	国分株式会社	代表取締役会長兼社長	
副会長(非常勤)	後 藤 雅 治	株式会社菱食	代表取締役会長	
副会長(非常勤)	濱 口 泰 三	伊藤忠食品株式会社	代表取締役社長	
副会長(非常勤)	田 中 茂 治	株式会社日本アクセス	代表取締役社長	
専務理事(常勤)	奥 山 則 康	(社)日本加工食品卸協会		
理 事(非常勤)	村 山 圭 一	株式会社スハラ食品	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	堀 内 琢 夫	丸大堀内株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	津 久 浦 慶 之	コンタツ株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	上 田 弘	ユアサ・フナシヨク株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	磯 野 謙 次	明治屋商事株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	松 川 隆 志	日本酒類販売株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	宗 像 善 昌	株式会社サンヨー堂	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	長 原 光 男	三井食品株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	永 津 邦 彦	株式会社トーカン	取締役会長	
理 事(非常勤)	荒 木 章	カナカン株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	加 藤 武 雄	加藤産業株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	中 村 成 朗	中村角株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	竹 内 克 之	旭食品株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	本 村 道 生	コゲツ産業株式会社	代表取締役社長	
理 事(非常勤)	出 森 義 人	ヤマエ久野株式会社	代表取締役会長	
理 事(非常勤)	中 嶋 隆 夫	株式会社菱食	取締役副社長執行役員	
理 事(非常勤)	足 立 誠	伊藤忠食品株式会社	取締役・専務執行役員	
理 事(非常勤)	山 本 泰 生	明治屋商事株式会社	取締役常務執行役員	
理 事(非常勤)	堀 井 壯 一 郎	株式会社日本アクセス	専務取締役社長補佐	
理 事(非常勤)	北 見 賢	国分株式会社	常務取締役	
監 事(非常勤)	濱口 吉右衛門	廣屋国分株式会社	代表取締役副会長	
監 事(非常勤)	小 原 利 郎	味の素株式会社	常務執行役員	

※ 理事 25名 監事 2名

定 時 総 会 開 催

平成22年度事業総括と平成23年度事業計画を審議

—本部—

5月26日（木）東京大手町レベル21東京會館に於いて15時より定時総会が開催された。主な議案内容は、平成22年度事業活動報告や平成23年度事業活動計画及び定款変更、公益法人制度改革への対応等についてであった。

総会終了後は業界のトップコミュニケーションの場として懇親会を開催した。

以下に議事録を掲載する。

議 案	第1号議案	平成22年度事業報告に関する件
	第2号議案	平成22年度収支決算報告に関する件
	第3号議案	会員の動向に関する件
	第4号議案	会費の額及び徴収の方法に関する件
	第5号議案	平成23年度事業計画案に関する件
	第6号議案	平成23年度収支予算案に関する件
	第7号議案	役員の一部改選に関する件
	第8号議案	定款の変更に関する件
	第9号議案	公益法人制度改革への対応に関する件
	第10号議案	その他

出欠状況 会員総数 142社中 出席会員 37社 委任状出席84社 合計 121社
出席賛助会員 93名 事業所会員 4名

来賓出席	農林水産省 総合食料局	流通課課長	吉 井 巧 殿
		商業調整官	山 田 啓 二 殿
		課長補佐	山 下 信 殿
		係長	大 熊 光 輝 殿

開会定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

来賓の紹介後、冒頭國分勘兵衛会長が次の如く挨拶を行った。

「会長の國分でございます。

本日は、日食協定時総会にご多用の中、またご遠方からも多数ご参集いただき、誠にありがとうございます。

また本日多数お出ましいただいております賛助会員の皆様方には、平素全国各地で日食協活

動に大変お世話になっております事を重ねて厚く御礼申し上げます。

そして、公務ご多用の中、農林水産省総合食料局流通課から吉井課長様はじめ幹部の方にご来臨を賜り、平素のご指導と合わせまして厚く御礼申し上げます。

このたびの「東日本大震災」により被災された地域の皆様、関係者の皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。また、各会員卸の皆様におかれましては震災直後から大変厳しい状況に有

りましても、物流ルートを確保し被災地の小売業への商品供給など、地域社会にとって必要不可欠な「食のライフライン」としての社会的使命を懸命に果たしていただき、更には業界として義援金のご協力や緊急支援の食料供給などに格別のご理解とご協力をいただき心からの敬意を表させていただきます。またこの大震災を通じて卸の果たしている社会的機能や加工食品の価値が見直されたことを実感致しましたが、混乱の中でもある程度の業界対応力が発揮できたのも普段の業界コミュニケーションの力によるものと考えております。

私ども日食協といたしましては、現地の復興、インフラの復旧、電力節電抑制策への対応などに、メーカー様団体、小売業様団体や関係官庁と連携を密にして微力を尽くす所存でございますが、協会としてお役に立てることがございましたら、何なりと協会まで申し付けいただきますようお願い申し上げます。大震災から2ヶ月以上が経過しましたが、未だ被災地の深刻さに変わりなく、原発の危機克服の見通しもはっきりしない状況にありますが、この危機を国難として認識して食品産業、流通業界あげて

協調してすべきことは協調して行い、その中で卸の役割を存分に果たして参りたいと考えております。

特に、東京電力、東北電力管内におけるこの夏の電力節電抑制策につきましては行政のご指導、ご助言をいただいて食品流通業界全体で適応力を発揮して乗り切りたいと考えておりますのでご協力をお願い致します。

さて、先日製・配・販連携による「流通効率化」への取り組みに向けて、消費財の製・配・販連絡協議会が設立されました。流通システム開発センターと、流通経済研究所が共同主催し経済産業省、農林水産省、国土交通省が後援されております。参加資格が個々企業でございますので日食協は参加しておりませんが、商物流を包含する「サプライチェーン全体の最適化」にはやはり業界としてのまとまりが是非とも必要でございますので、日食協の組織機能も十分活用して協議会がうまく運営できればと考えております。また小売業の団体のトップが変わり流通団体の結合、連合会の結成という新方針も示されております。このように流通業界の潮流も大きく変化してきておりますので、われわれ加工食品卸業界の協調性と強い団結力が今後ますます問われてまいります。会員卸各位と賛助会員の皆様のいっそうのご支援、ご協力をお願い致します。

さて本日は、お手元の総会次第のような議案内容でありますが、特に、公益法人制度改革へ



定時総会で議事進行する國分会長

の対応につきましては、当協会は誠に残念ながら公益社団法人の認定が得られず内閣府より「不認定」との結論が出されましたので、改めまして次善の策として「一般社団法人」としての認可申請を行う考えでご審議をいただきたいと思います。

また本年は役員の改選時期ではございませんが、会社の人事異動等によりまして一部交替の件もございます。また、協会本部の事務所移転と理事の定数の見直しを含めた現行の定款の変更につきましてもご審議をいただくことになっておりますので、それぞれにご充分にご審議をお願いしたいと思います。

甚だ簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。」

次いで来賓を代表して農水省総合食料局の吉井課長が次の如く、ご挨拶された。

「社団法人日本加工食品卸協会平成22年度定時総会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月11日に東日本大震災が起きました。その後2ヶ月を少し経った訳ですが会員企業の関係者の皆さま、あるいはご家族の関係者の方々など、大変多くの方が被災されたことだと思いますが、この場を借りて謹んでお見舞い申し上げます。

また、この度の震災に際しましては、国が直接被災地に対する食料支援を初めて担わせていただきました。そういった中で加工食品卸売業の特徴を生かして、バラエティーに富んだ商品を被災地に供給してくれたことに対して熱く御礼を申し上げる次第でございます。

今回の被災地域は農林漁業が中心産業で有るにもかかわらず、そういう中で食品供給が非常に厳しい状況が有った訳であります。合せて燃料或いは電力がうまく協協出来ないという事態の中で、皆さまのご努力・ご尽力によりまして被災地は元より、全国に対する食料の安定供給という面で大きな混乱も無く推移したと思っております。重ねて厚く御礼申し上げます。

農水省としては被災地域、特に原発地域ですが風評被害の防止という観点で正確な情報を迅速に提供することが重要だと考えております。

3月21日以来、暫定規制値を超えるものについては出荷制限等々の措置が取られておりますが、規制値を超えるものが出た場合には、その都度昼夜を問わず関係団体に通知するなど情報提供をしております。

これからも原材料の調達等、加工食品メーカーにも係る事にもなりますので、被災地の復興ということを、常に念頭に置いていただき冷静な対応をお願い致します。

合せて「食べて応援しよう」という、被災地の復興支援キャンペーンで、生鮮・加工にかかわらずさまざまな取り組みで応援していくつもりなので、皆さまもいろいろなイベントの企画、計画等に取り入れて戴き、ご理解とご協力をお願いしたい。

また外国からも風評被害の問題が有るが、あらゆるものを活用して政務・大臣を中心として働きかけを行ってきている状況です。

先ほど協会長からも話が有りましたが、この夏特に7～9月の節電が特に重要になって来ます。東京電力・東北電力管内の大口・小口に限らず15%の削減という形で決められました。但し今回食品の流通関係の一部の業種を限定して5%までの緩和が認められました。

賛助会員の皆さまが作られた商品の、品質を保つ意味でもこのような処置は必要だと思います。何とか国民の皆さまに付加価値を維持して高品質な商品を届けることは最大限これで何と

かなるのではと思っています。

引き続き５％とはいえ非常に大変なことだと思いますが可能な限り節電へのご協力をお願いしたいと思います。

今回明らかになったのは、事業継続計画（BCP）について原点に立ち返っていただき、この災害に対して事業をいかに継続して行くかという事を、もう一度しっかり検討して行くことが必要であると考えます。

いづれにしても今回の震災にかかわる食料供給につきましては、賛助会員を初め皆様方のご協力によりまして、大きな混乱も無く推移することができたと思っております。今後とも加工食品の流通に関しまして、高い専門性を生かして、流通の効率化・供給機能の強化に引き続きご尽力をいただきます事を期待しておりますし、またお願いする次第です。

結びに当たりまして國分会長の下に日食協の益々のご発展と、ご列席の皆様方のご健勝を祈念致しまして挨拶とさせていただきます。」



ご来賓の農林水産省流通課幹部（前列右から）
吉井課長・山田調整官・山下課長補佐・大熊係長

事務局はここで本日の出欠状況を報告し、会の成立と共に定款20条により会長を議長に満場一致で選出した。

議長は出席会員の中から、議事録署名人として、三井食品株式会社 執行役員 営業本部副本部長 大江正彦氏と株式会社日本アクセス 専務取締役 総合企画本部長 成田祐一氏を指名、了承を得て議事に入った。

吉井課長の挨拶のあと、早速議案の検討に入った。

第１号議案 平成22年度事業報告に関する件

第２号議案 平成22年度収支決算報告に関する件

議長より、事務局に対し、この両案は関連があるので続けて説明報告するよう指示があり専務理事より、手元に配布された資料の確認をした後、概況並びに事業活動のポイントについて次の内容を報告した。

１．調査研究事業

- ① 新取引制度のあり方やメーカーの期待する卸売業の方向性について
- ② 「米トレサ法」のアンケート調査について
- ③ 「独占禁止法の改正」に伴うパブリック・コメントの提出について
- ④ 「物流コストの実態調査」について

- ⑤ 「環境自主行動計画」の環境数値について
- ⑥ EDIの「着荷日」に関するアンケート調査について

2. 普及、啓発事業

情報システム研修会について

3. 本部活動

- ① 公益法人制度改革への対応について
- ② 「加工食品卸売統計調査」について
- ③ 事務所の移転について
- ④ 「東日本大震災」について
- ⑤ 業界の「電力需要抑制の自主行動計画」について」

4. 平成22年本部収支決算状況

平成22年度本部収支決算状況（収入合計 55,832,578円及びその内訳・予算比、支出合計 51,540,175円及びその内訳・予算比、当期収支差額 3,157,403円、次期繰越収支差額 29,738,706円を報告、次いで収支計算書、貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録表について報告）。

同時に4月15日に監事各位により監査を受けた経緯を報告した。

議長はここで監事に監査報告を求め、味の素株式会社の小原監事から「去る4月15日に監事3名にて行われた監査の結果、業務報告を受け財務諸表及び帳票・証憑につき、適法正確に処理され報告の事実と相違ないものと認めました。」と報告がなされた。

議長はここで、両議案の質疑を求め、無かったので、承認を求め、拍手で承認された。

続いて、議長は第3号議案の説明を事務局に求めた。

第3号議案 会員の動向に関する件

事務局は、資料を基に平成23年3月末現在の会員数について報告し、承認された。

第4号議案 会費の額及び徴収の方法に関する件

議長より今年度の会費の額及び徴収方法について、事務局から説明するように指示があり、額に関しては、一昨年自主申告いただいた売上額に基づく会費区分にて算定した額と同額を、また徴収方法については

- ① 年額一括
- ② 銀行振込み
- ③ 振込手数料は会員各位負担
- ④ 納付期限平成23年6月30日(木)

であることを専務理事が説明し、出席者の拍手を持って承認された。

第5号議案 平成23年度事業計画案に関する件

第6号議案 平成23年度収支予算案に関する件

議長より関連ある両議案を続けて説明するよう指示があった。

はじめに第5号議案の平成23年度事業計画案について、中嶋政策委員長より、調査研究事業、普及啓発・研修・実践事業及び実施計画案についての説明がなされた。

「平成23年度の主要な事業計画につきましてご説明させていただきます。

今回の大震災は、あらためて非常時の食品流通のあり方や生活を守る社会的使命感と生活貢献を最優先する業界としての産業行動の姿勢、真価が問われているものと考えております。

こうした環境の中で、生活様式の変革を求めるような国難に対処すべく、食品流通業全体で「食」のライフラインを維持するため、従来の食品流通のSCMを抜本的に見直し、状況に適した流通システムを再構築して、国内市場を整備する事がより重要であると考え、調査研究事業としては最優先して、電力節電抑制策の業界「自主行動計画」の調査と策定を行い、そして実践をして参ります。

また、メーカーの皆様とは構造変革と競争環境の中で、卸売業の活性化とその方向性についてお互いの機能役割を確認しながら検討していきたいと考えています。

関連する法制度の問題では、7月からいよいよ「米トレサ法」において産地情報の伝達が始まりますので、我々が第1義に望んでおります容器・包装への記載により運用できますよう充分普及啓発して参ります。

また大震災により、TPPに関する進展がやや遅れてはおりますが、TPPは我々業界にとりましても大変重要な課題でもありますので、どのような影響が考えられるかについて調査をして参ります。

環境問題では、現在の我々の「環境自主行動計画」は今年度が最終年度になっておりますので、次期計画をどのような目標、内容にしていくか検討する必要があります。原発の問題で、日本の環境状況が大きく変わって参りますので、充分与件を踏まえて準備して参ります。

最後に、業界の情報発信力を高めるために、今年度は協会のHPをリニューアルしたいと存じます。ぜひご関心をもってご覧いただきたいと存じます。

以上主要な事業計画の内容でございますが、これらの活動につきまして食品卸業界自身の協調性と強い団結力が何より前提となりますので、ここにご出席の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げましてご報告とさせていただきます。」



定時総会 会場

第6号議案 平成23年度本部収支予算案に関する件

事務局より、平成23年1月26日（水）開催の理事会議決事項である「平成23年暫定予算」を内包する平成23年度の本部収支予算案を資料に基づき説明した。

（前期繰越収支差額29,738,706円、当期収入合計54,363,000円、当期支出合計56,630,000円、当期収支差額▲4,402,000円、次期繰越収支差額25,336,706円、それぞれの内訳概要を対前年予算比にて説明。）

ここで議長は質疑を求めたが、無かったので両案を一括しての承認を求めたが、拍手を以って承認された。

第7号議案 役員の一部改選に関する件

議長より、今年度は役員の一部改選期ではありませんが、一部の方から会社人事の都合により役員交代の申し出があった事を説明し、事務局より詳細を報告するよう要請する。

それを受け事務局より下記の通り報告がなされた。

[退任理事・監事]				[新任理事・監事]	
(株)日本アクセス	今泉 忠也	理事		(株)日本アクセス	堀井壯一郎氏
三井食品(株)	水足 眞一	理事		三井食品(株)	長原 光男氏
国分(株)	成田 健	理事		国分(株)	北見 賢氏
(株)梅澤	鈴木 重一	理事		補充なし	
(株)ヤグチ	萩原 弥重	監事		補充なし	

報告を受け議長より、退任理事4名、退任監事1名、及び新任理事3名の事務局案の承認を求め、拍手を以って異議なく承認された。

従って本年度は、25名の理事及び2名の監事、合計27名の役員による運営体制になる事を説明し、会員各位の尚一層の協力をお願いした。

第8号議案 定款変更の件

事務局より事務所移転に伴う変更案、理事の定数に関する変更案、及び民法改正による役員の職務等に関する事項の変更案について定款修正の申し出があり、拍手をもって全ての定款変更案が承認された。

第9号議案 公益法人制度改革への対応に関する件

事務局より公益社団法人の認定が得られなかった為、次善策として「一般社団法人」への認可申請の手続きを今年度中に行う事について承認を得た。また、今後の申請にあたり一般社団法人の定款案について、微修正を会長に一任してほしい旨の説明があり、これも承認された。

第10号議案 その他

その他で何か意見等が無かったので、議長より永年にわたり力添えをいただき本日が最後の務めとなった三井食品㈱の水足理事より一言ご挨拶を頂戴して16時20分に閉会となった。

以 上



懇親会で来賓としてご挨拶される
農林水産省総合食料局 高橋局長



懇親会でご挨拶される
ハウス食品㈱ 浦上社長



懇親会開会のご挨拶
後藤副会長



懇親会中締めのご挨拶
濱口副会長

理 事 会 開 催

5月26日（金）東京大手町レベル21東京會館に於いて当日開催される定時総会に先立ち理事会が開催された。主な議案は、定時総会の提出議案の最終確認であるが、その他各支部長より、本部に対する要望や各支部総会の日程や研修会の内容について報告がなされた。以下に議事録を掲載する。

議 案 第 1 号議案 定時総会提出議案の確認の件
 第 2 号議案 その他

開 会 定刻になり奥山専務理事の司会により開会。

冒頭國分勘兵衛会長より次の如く挨拶があった。

「本日はご多忙の中、ご参集頂き誠に有難うございます。このあと総会という事になっておりますので宜しくお願い致します。総会の前に4月21日の理事会でお図りした中で、多少変化もございますので、後ほど事務局からそのあたりのことをご説明させていただきます。

それとは少し離れて申し上げたいことがございます。それは最近の業界の動向として、関係官庁が後援し、製・配・販が連携をして、サプライチェーンの効率化を目的にした「製・配・販連絡協議会」という団体が発足を致しました。

また同様な「日本コンシューマーグッドフォーラム」の日本版が本日、発足する予定です。いずれも、ローコスト化やチェーンオペレーションの改善等を製・配・販共同で非競争分野の共通課題を取り上げて整理をして行こうということでもあります。

今後の対応としては、各企業が個々に対応する事も有りますが、日食協として業界の統一見解を作り、それらの事に対応して行く方が望ましいのではないかと考えておりまして、この後の総会時の挨拶で、少し触れておきたいと考えていますのでどうぞご了承をいただきたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思いますのでどうぞ宜しくお願い致します。」

事務局はここで本日の出欠状況を以下の如く報告する。

理事総数	26名中	25名（代理を含む）	出席委任状	1名
監事総数	3名中	2名 出席	委任状	1名

また本日は新任の理事に予定されている方が前任の理事の代理若しくはオブザーバーとして同席していること、手違いにより代理出席いただいた名前が誤っていたことをお詫びして報告した。

ここで本日の会の成立と共に定款27条により会長が議長に就くことを告げた。

議長は出席者の中から、議事録署名人として、津久浦理事と磯野理事を指名し了承を得た上で議事に入った。

第 1 号議案 定時総会提出議案の確認の件

議長より事務局に第 1 号議案の説明の指示があり、これを受け専務理事は、手元に配布された資料を確認した後、前回の理事会から変更した点が三点有ることを報告し説明する。

第1点目 定款の変更の件

- ・理事の定数を20名～30名 ⇒ 20名～25名に変更
- ・民法改正による役員の職務等に関する事項の変更

第2点目 今夏の「電力節電抑制策」の業界自主行動計画に関する一部内容の変更の件

第3点目

公益法人制度改革に沿った本部と支部の合算された決算書の承認

以上3点が報告・説明された。

また4月以降の入・退会動向については、正会員1社の入会が有ったことを報告し承認をお願いする。

議長が全員に声を掛けたところ、全員から賛同を得た。

次に議長は、前回の理事会にて承認された新理事候補の方で、本日常席に出席の方々を紹介。名前を呼ばれた3名の理事候補は立礼。

また退任した鈴木理事及び萩原監事の補充は無く、本年は理事25名と監事2名の27名体制にて運営することを報告する。

第2号議案 その他

第2号議案としては提起事項がない様なので、各支部から支部総会の日程や研修企画等の案内、また、政策委員会に対する要望などがあれば発表するよう議長が促し、北海道の村山理事より順次指名をしていった。

各支部長より今後の総会の日程やセミナーの内容等がそれぞれ発表され、全ての発表が終了後、國分会長から各支部においては地域により、いろいろ有ることと思うが、宜しく願いしたいと結ばれ、再度、何か意見が有ればと促したが、何も無かったため、國分会長はこの後、定時総会ならびに懇親会にいたるまで協力をしていただくようお願いして、14時40分に終了した。



理事会 会場

支部総会開催

役員改選、中村支部長重任

— 中国支部 —



中国支部総会
中村支部長 開会ご挨拶

中国支部総会を6月7日（火）15時よりホテルグランヴィア広島にて開催した。

中国支部事務局の磯田英之氏（中村角（株））の司会進行で、最初に定足数と配布資料の確認を行い、ついで支部長の中村成朗氏（中村角（株））が議長席に着いて、開会の挨拶を行い本部理事会、定時総会の内容について報告を行った。

その後議案審議を行い、第1号議案 平成22年度事業活動報告に関する件 第2号議案 平成22年度収支決算報告に関する件を一括審議し、監査報告を会計幹事企業の国分（株）中国支社の吉村友昭氏が行った。

ついで第3号議案 平成23年度事業計画に関する件 第4号議案 平成23年度収支予算（案）に関する件を審議し全て原案通り拍手で承認された。

最後に第5号議案 役員の改選に関する件を審議し、支部長からの提案が全会一致で承認された。

続いて15時30分より会場を移して賛助会員も加わって合同研修会が開催された。

中村支部長の挨拶の後、奥山専務理事が「日食協事業活動」を報告し、ついで東洋大学経営学部教授・（財）流通経済研究所客員主任研究員の菊池 宏之氏が「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」と題して講演された。



中国支部 研修会会場

講演内容は、①東日本大震災の特性と小売業の対応 ②流通環境を理解する視点 ③我が国人口・世帯構成の変化と将来予測 ④食品の消費変化と食に対する要望 ⑤小売業の直面する構造的な課題 ⑥小売業の課題解決への取り組み ⑦中間流通企業の評価を高める基本的考え方であった。

終了後、懇親会を行い、中村支部長の挨拶のあと副支部長店の藤徳物産(株)丹波伸夫氏が乾杯の発声を行い、中締めを副支部長の角 博之氏（西中国国分(株)）が行って閉会とした。

平成23年度 新役員名簿

支部長	中村 成朗	中村角（株）	代表取締役会長	
副支部長	大岡 玄太郎	藤徳物産（株）	代表取締役会長	岡山県幹事
副支部長	廣川 正一	広川(株)	代表取締役	広島県幹事
副支部長	角 博之	西中国国分(株)	代表取締役社長	山口県幹事
会計幹事	村上 尚	国分(株)中国支社	支社長	

製・配・販の信頼に裏づけされたパートナーシップ

— 関東支部 —

6月17日（金）11時30分より東京大手町レベル21東京會館に於いて定時総会に先立ち関東支部幹事会が開催された。

関東支部長の田中茂治氏（(株)日本アクセス）の司会進行で午後に行われる総会の議案内容について確認後、各県のブロック代表から震災時の影響等について意見が述べられた。

その後13時より定時総会が行われた。

当日の内容を議事録にて以下に掲載する。

定刻 奥山常任幹事の司会兼事務局の発声により開会。

冒頭 田中茂治関東支部長（(株)日本アクセス）が、次の如く挨拶がなされた。



関東支部総会
田中支部長 開会ご挨拶

田中支部長挨拶

「本日のご参集と日頃の弊協会へのご協力に対して御礼申し上げた後、次のように言葉を続けた。

今回の震災は食品流通業界にも多大な影響が有った。この地震や津波が小売業の店舗や、メーカーの工場、卸の商品在庫など様々なものを破壊した。

また、原発問題が農業・漁業・畜産事業に従事する人の心まで破壊した。

しかし、破壊の効用を言うと語弊があるかもしれないが、日頃見えにくい、見えない食品流通の本質がハッキリと見えてきた。つまり、日頃は、賞味期限だとか低価格だとか3分の1ルールだとか返品だとか、優越的地位の濫用とか、そういった本質に付着した様々なものが破壊され取り去られ、製・配・販の信頼に裏づけされたパートナーシップが、国民一人一人の食のライフラインを守るために必要だという事が再確認出来た。

翻ってみると正に、日食協の活動こそ、国民の食のライフラインを維持することが最大のテーマであって、加えて製・配・販三層の、業界全体の繁栄を目的とした活動であるというこの主旨を、もう一度皆さんが再確認してほしい。

昭和52年5月に設立され今年で34年目を迎えた弊協会は 現在 141社の会員と、131事業所及び賛助会員134社、団体賛助会員3社の合計409の企業及び事業所にて構成されている、卸の全国唯一の団体であり、北は北海道から九州・沖縄まで全国9支部にて活動している。

その中で最大の支部である当支部が活性化していくことが、日食協発展のベースになることを認識し活動を続けている。

平素の活動として、4つの継続調査事業（①物流コスト ②返品調査 ③在庫回転日数調査 ④物流動向調査）のほかに、本年は

- ・日食協の自主行動計画「電力節電抑制策」の実践
- ・「食品流通に関する法律への対応」の第二段階（米トレーサビリティ法）

等が今年度の事業活動になる。

なお 定時総会終了後には“宮下正房”先生の特別講演会も有るので、最後までおつきあい下さい。」と挨拶された。



関東支部幹事会 会場

続いて事務局が定足数の報告をし、支部規約第9条により、田中支部長が議長席に着席した。

議長は議事録署名人として、株式会社サンヨー堂 小林由朗殿と伊藤忠食品株式会社 佐藤保美殿を指名し、承認され、議事に入った。

- 第1号議案 平成22年度事業報告に関する件
第2号議案 平成22年度収支決算報告に関する件

議長より事務局に両案続けて説明する様指示があった。これを受けて事務局は、5月26日（木）に開催された本部の定時総会に於ける状況報告を含めて会報Vol. 169号を資料として次の如く報告を行った。

1. 本部活動
 - ・事業活動報告
 - ・公益法人制度改革への対応について
2. 関東支部活動
 - ・事業活動概況、
 - ・関東支部流通業務委員会活動報告。
 - ・関東支部の収支決算（前期繰越額1,240,365円、当期収入合計1,450,473円当期支出合計1,762,349円、次期繰越収支差額928,489円、各予算費と内容概要）。

議長は会計監事吉田学文氏（明治屋商事(株)）に監査報告求め、吉田会計監事は「5月13日（金）に監査を行い、正確である事を確認した」旨を報告した。

議長は両案の質疑を求めたが無かったので、承認を求め、拍手で承認された。



関東支部総会 会場

- 第3号議案 平成23年度事業計画案に関する件
第4号議案 平成23年度収支予算案に関する件

議長よりこの両案について、事務局よりを続けて説明する様に指示し、事務局はこれを受けて、別添の両案を資料とし、協会の事業計画を演繹して関東支部事業計画を策定し、担当別予定まで流通業務委員会で討議策定した計画案を説明した。

そして収支予算として前期繰越額 928,489円、当期収入合計 1,202,000円、当期支出合計 1,860,000円、次期繰越額 170,489円の予算内容を説明した。

議長はこれについての質疑を求めたが、無かったので承認を求めた所、拍手で承認された。

第5号議案 役員の一部改選の件

議長は、本年は役員改選時期ではありませんが、会社人事の都合で一部役員から交替の申し出を戴いたので事務局より説明をするよう指示した。

事務局より事前の幹事会において、後任者案も含め承認を得たことを報告し、同時に新任役員の二人を紹介し、その場で拍手をもって承認された。

第6号議案 その他

議長より当総会場にて審議を必要とする他の問題提起を求めたが、無かったので、本日の全ての審議事項が滞りなく終了した事を告げた。

14時20分、事務局が総会の終りを告げた。

定時総会終了後に、一般社団法人日本卸売協会理事長・財団法人流通経済研究所名誉会長・東京経済大学名誉教授 宮下正房先生を講師にお招きして「卸売業の原点—明日へのイノベーション—」という演題で特別講演会が行われた。

その中で未曾有の震災被害で浮き彫りになったサプライチェーンの課題と対策について考え方を述べられた。以下に要約を掲載する。

講演録

「卸売業の原点—明日へのイノベーション—」

異業種卸の連携で、生活物資の共同備蓄センターの構築を

一般社団法人日本卸売協会 理事長
財団法人流通経済研究所 名誉会長
東京経済大学名誉教授
宮下 正房 氏

今回の大震災では集中型の生産・流通システム、最小在庫主義の詭さが露呈した。

有事に備え、異業種卸同士で生活物資の「総合共同備蓄センター」を各地に構築すべき

東日本大震災の影響で国内総生産や貿易収支が大きく落ち込んだことをあげ、「主要因にはサプライチェーンが寸断され、鉱工業など重厚産業が打撃を被った事があげられる。

これまで効率主義で自動車や電子部品などの生産を一転集中させてきたが、それが被災で機能しなくなった。今後、我が国の経済では集中と分散のバランスをどう考えるかが、重要な課題になる」と指摘。

特に、「最大のライフラインである食品流通は、平時だけではなく、いつ何時でも供給できる体制でなければならない。緊急時にも発動できるよう、備えの体制を作っておくことが必要だ。」そのための具体策として、食品・日雑・医薬品などの卸売業が業界規模で連携し、エリアごとに生活物資全般を扱う備蓄センターを設置すべきである。拠点には常時一定の商品在庫を保管して有事に備えるほか、「地域の運輸・石油業者と連携し、配送の体制や方法も取り決めるべき」。

東日本大震災では車両や燃料不足で物流がパニックに陥った事例を踏まえ、供給手段まで踏み込んだシュミレーションをしておくことが不可欠。

また地域社会でも移動販売車や移動店舗、ネット販売などの消費者対応システムを充実させることが、緊急時には有効。

「有事にとどまらず、高齢化社会に対応した販売システムにも成り得る。」



講演する宮下正房氏

役員改選、永津支部長重任

—東海支部—

6月28日（火）午後1時より名古屋観光ホテルに於いて、東海支部の定時総会が開催された。

事務局の山田将聖氏（(株)中部飲食料新聞）の司会進行で定足数を確認した後、東海支部長の永津邦彦氏（(株)トークン）が開会にあたり「3月11日の東日本大震災により日本全体が食料インフラの大切さを再認識するに至り、食品流通業界の重要性が増している。

引き続き日本国民の食生活を守るために邁進していきたい」と挨拶した。この後、支部長が議長席について議案の審議に入り、

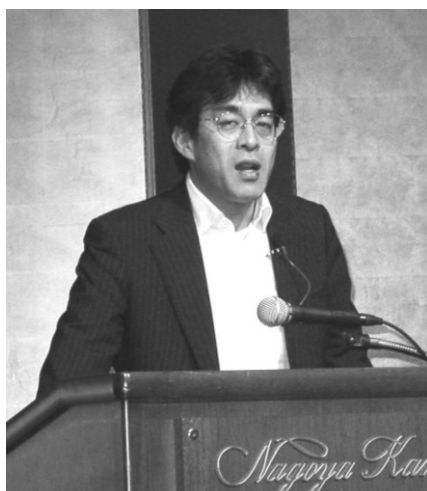
- | | |
|-------|-----------------|
| 第1号議案 | 平成22年度事業報告書承認の件 |
| 第2号議案 | 平成22年度収支決算書承認の件 |
| 第3号議案 | 平成23年度事業計画案承認の件 |
| 第4号議案 | 平成23年度収支予算案承認の件 |
| 第5号議案 | 役員改選の件 |



東海支部総会
永津支部長 開会ご挨拶

以上の各議案を審議承認した後、奥山専務理事が、協会本部の重点活動報告行って閉会となった。

終了後は会場を変えて中部食料品問屋連盟と共催で講演会を開催した。



講師のメリルリンチ日本証券(株)マネージングディレクターシニアアナリスト調査部 青木英彦氏は「製配販新創業に向けて～閉塞を打破する新しい流通構造とは～」というテーマで講演された。

講演する青木英彦氏

平成23年度 新役員名簿

支部長店	(株) トーカン	代表者 永津 邦彦
会計幹事店	西山商事(株)	代表者 西山 徹
幹事店	(株) 北村商店	代表者 北村 篤司
同	三重国分(株)	代表者 坂本 順一
同	伊藤忠食品(株) 東海営業本部	代表者 松本 正幹
同	国分(株) 中部支社	代表者 戸崎 高一
同	三井食品(株) 中部支社	代表者 仲谷 真一
同	明治屋商事(株) 中部支社	代表者 大澤 洋行
同	(株) 菱食 中部支社	代表者 小林 義典



東海支部総会 会場

役員改選、竹内支部長重任

－四国支部－

6月29日（水）午前11時30分より、リーガホテルゼスト高松に於いて四国支部総会に先立ち四国支部の役員会を開催した。

総会における議案内容の確認が主要な議案であるが、四国支部における今後の活動方針等についても積極的な提案がなされた。

昼食後、12時30分より賛助会員も加わって四国支部の総会が開催された。

最初に、事務局の渡辺国雄氏（旭食品（株））が、本日のスケジュールと配布資料を確認し定足数の報告を行い、ついで支部長の竹内克之氏（旭食品（株））が開会の挨拶を述べた。

「震災後はコミュニティとか、人と人との絆の重要性が言われている。海外においては原発に対する拒否反応が強く、日本食材の供給が厳しくメニューが揃わない状況。高松空港から格安の春秋航空が就航したので、これを利用し中国を視察したが、中国人から震災後の助け合う日本人の姿を見て、信頼が寄せられている。日本人の素晴らしさを再認識したという情報が得られた。」

この後、支部長が議長席について議案の審議に入り、事務局が以下の議案について説明を行った。

議案内容

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号議案 | 平成22年度事業報告並びに会計報告の件 |
| 第2号議案 | 平成23年度収支予算の件 |
| 第3号議案 | 役員改選の件 |
| 第4号議案 | その他 |



四国支部総会
竹内支部長 開会ご挨拶



四国支部総会 会場

以上全て、事務局原案通り拍手で承認された。

その後、奥山専務理事が「日食協事業活動報告」を行った。

終了後、講演会に移り、東洋大学経営学部教授 菊池 宏之氏が「流通環境の変化と中間流通企業の戦略課題」と題して講演された。

平成23年度 新役員名簿

支部長	旭食品(株) 代表取締役会長	竹内 克之
副支部長	(株)四国リョーショク 代表取締役社長	植田 元司
会計監事	四国国分(株) 代表取締役社長	本橋 一美

震災で日食協の社会的役割を再認識

－近畿支部－

6月30日（木）午後1時より大阪市都島区の太閤園において近畿支部総会が開催された。これに先立ち午前11時から賛助会員も多数参加して大阪府食品卸同業会と合同で「日食協の事業活動報告会」が行われ奥山専務理事が報告した。

支部総会は、事務局の林 善彦氏（伊藤忠食品(株)）の司会進行で始まり、最初に近畿副支部長の浅沼明氏（加藤産業(株)）が、支部長に代わり開会の挨拶を述べた。

「先般の東日本大震災で日食協が果たした役割、その場で様々な対応をしていただき、あるいは会員卸の様々な思いを団体を通じて行政に伝えていただき、日食協の社会的役割が再認識できた。近畿支部のますます今後の社会貢献を祈念申し上げる。」

この後、事務局が定足数の確認を行い、支部長に代わって副支部長が議長席に着いて議案に審議に入った。



近畿支部総会
浅沼副支部長 開会ご挨拶

- 第1号議案 平成22年度事業報告の件
- 第2号議案 平成22年度収支決算報告の件
- 第3号議案 平成23年度事業計画（案）の件
- 第4号議案 平成23年収支予算（案）の件

以上の内容を事務局が報告し、決算監査報告を山下 明氏（五大物産（株））が行い、いずれも拍手で承認され閉会となった。



近畿支部総会 会場

食のライフラインの社会的使命を痛感

－北海道支部－

7月4日（月）14時30分より京王プラザホテルに於いて支部総会に先立ち常任幹事会が行われた。

主要議題としては、この後行われる総会の議案の確認であったが、今秋に予定している海外研修についても実施に向けての意見交換が行われた。

15時から定時総会が開会され、最初に事務局の斉藤論氏（スハラ食品(株)）が定足数の確認を行い、ついで北海道支部長村山圭一氏（スハラ食品(株)）が開会の挨拶を述べた。

「大震災においてあらためて食のライフラインの社会的使命を痛感するも、食のサプライチェーンや効率重視の一極集中や製品の賞味期限の問題など検討課題も多々あった。北海道も震災と原発の影響から自粛ムードと観光客の激減から厳しい状況になっている。今後はTPP問題の行方が北海道にとって大きな課題になる。流通業界は一部の量販店は好調も、全体としては市場縮小の中での出店により価格競争は治まらず、厳しい価格競争状況にあり、地域間格差がますます進んで地方の中小小売の淘汰が見られる。製配販の各層において再編が急速に進むものと思われる。コスト削減による価格対応も限界に近づき、また新興国の台頭により食品原料が高騰し輸入も難しくなるので、真剣に飽食の中で食品廃棄や賞味期限あるいは3分の1のルール等を考え直す時期に来ている。こうした中で2つの点をお願いした



北海道支部総会
村山支部長 開会ご挨拶

い。1つは、日食協の組織活動に未加入メーカーはぜひとも参加していただきたい。もう一点は、賛助会員の皆さんとコミュニケーションを図る意味で研修会、勉強会に積極的にご参加願いたい。」

ついで議案の審議に入り、

- 第1号議案 平成22年度支部事業報告に関する件
- 第2号議案 平成22年度支部決算報告及び監査報告に関する件
- 第3号議案 平成23年度支部事業計画（案）に関する件
- 第4号議案 平成23年度支部事業予算（案）に関する件
- 第5号議案 支部役員改選に関する件
- 第6号議案 その他

いずれも事務局並びに会計監事の本間 孝之氏（明治屋商事(株)）から報告があり全て原案通り承認された。

続いて、支部活動状況報告をWGメンバー代表佐々木 仁氏（明治屋商事(株)）が行い、最後に奥山専務理事が本部活動報告として「物流コストの実態調査」等について報告を行った。

休憩後、16時15分から講師に金子哲雄氏を招いて「今すぐ出来る 日本経済への処方箋」と題して講演会が開催された。

終了後懇親会が行われ、開会挨拶を賛助会員世話人を代表して平山賢司氏（北海道味の素(株)）が行い、中締めを副支部長の平野喜久夫氏（日本アクセス北海道(株)）が行って閉会となった。



講演する金子哲雄氏

平成23年度 新役員名簿

支部長	村山 圭一	(株)スハラ食品 代表取締役社長
副支部長	平野喜久夫	日本アクセス北海道(株) 代表取締役社長
副支部長	内藤 悟	国分(株) 北海道支社 執行役員支社長
常任幹事	星 正寿	三菱食品(株) 北海道支社 支社長
常任幹事	福井 稔	シュレン国分(株) 代表取締役社長
常任幹事	綱島 裕	北海道酒類販売(株) 代表取締役社長
常任幹事	太田 尚史	加藤産業(株) 北海道支社 支社長
会計監事	本間 孝之	明治屋商事(株) 北海道支社 執行役員支社長



北海道支部総会 会場

流通も協力し合える体制に

－九州沖縄支部－

7月5日（火）午前11時より、ANAクラウンプラザホテルに於いて、九州沖縄支部の第63回幹事会が開催された。

主要な議題は、午後開催される定時総会の議案内容の確認であった。

昼食後、午後1時から第34回定時総会が開催された。事務局の白土恵一氏（コゲツ産業(株)）の司会進行により、最初に定足数を確認を行った後、副支部長の出森義人氏（ヤマエ久野(株)）が開会のことばを述べ、ついで支部長の本村道生氏（コゲツ産業(株)）が開会の挨拶を行った。



九州沖縄支部総会
出森副支部長 開会のことば



九州沖縄支部総会
本村支部長 開会ご挨拶

「震災を機にいたしまして、日本の中の空気が変わってきたという声を聞く。皆で協力しよう、力を合わせて、励ましあおうという時代の流れになってきた。消費関連の流通の中でも協力が必要であるという声が強くなってきている。メーカーもメーカーでありながら資材等たくさんの協力なくしては製品は作れないと言われる。ライフラインにおける卸、中間流通の存在も深まった。日本の物の考え方も変わってき

たかもしれない。お互い協力していこうという気持ちが起こってきたということは考えられる。日食協もかねがね理念として競争という中でも協調ということが大事であるとしてきている。まさに社会全体でこのようなことが言われている。先般の日食協の本部総会でもこのことが熱を持って語られた。また協会としては公益社団法人としての認定が受けられなかったが、今後新しい形で対応していくのでこれからもご支援願いたい。」

この後、支部長が議長席に着いて議事録署名人を指名し、議案の審議に入った。

- 第1号議案 平成22年度事業報告並びに収支決算書承認の件
(会計幹事 梶山尚志氏 (三井食品(株))監査報告)
- 第2号議案 平成23年度事業計画並びに予算案承認の件
- 第3号議案 (イ) 取引慣行改善に係る地域活動の実態報告
(ロ) 商品展示特売会の本年度自粛の継続について

いずれも事務局原案通り拍手で承認された。その後奥山専務理事が「日食協活動報告」として「物流コストの実態調査」などについて報告を行った。

14時分からは東洋大学経営学部教授 菊池宏之氏を講師に「流通環境の変化と中間流通業の戦略課題」という演題で特別講演会が行われた。



【取引慣行改善に係る地域活動の実態報告】

福岡地区協議会代表 山本 康裕氏 (ヤマエ久野(株))

講演する菊池宏之氏

1. 返品問題について

福岡地区協議会の定例会は、2ヶ月に1回、13企業で実施。

平成21年度に日食協において「返品の実態調査」が行われたが、九州沖縄地区の返品率は、



全国平均0.52%に対し0.6%と全国平均より上回っており、特に販売シェアが拡大しているドラッグストアの返品率が1.62%であり、中小スーパーの返品率0.98%を大幅に上回っている状況。現状把握のため、各卸より主力得意先の返品状況についての情報交換を量販、スーパー、ドラッグ、ディスカウントストアに分けて行った。

福岡地区協議会 山本代表の活動報告

各卸から小売業に対して返品削減のお願いを口頭にて申し入れているが、ドラッグ業界の返品率は依然高い。各卸は返品率削減のため物流コストや返品後の作業経費を考慮し現地処理の提案を実施をしている。メーカーにもその負担を一部お願いしているが、大半は自社負担になっている現状なのでご協力をお願いしたい。

2. 納品期限問題について

消費者の少しでも新しい日付の商品に対するニーズにこたえるため、各小売業が3分の1ルールなどの設定により、賞味期限に問題なくとも店舗への納品ができない状況が発生しており、これが返品問題も影響している。環境問題への取り組み、また食品ロスへの削減など有効活用が問われる今日、現状の設定のあり方が適正であるかは卸、メーカー、小売ですぐに解決できる問題であると認識し、引き続き検討すべき課題と結論づけた。

卸の果たすべき役割が増加

— 北陸支部 —

7月21日（木）午前11時からホテル日航金沢に於いて、午後から開催される北陸支部総会に先立ち北陸支部役員会を開催した。

主要な打ち合わせ事項は、支部総会の議案内容の確認であったが、今秋に予定している経営実務研修会の日程や講師案についての打ち合わせも行った。

昼食後、12時20分より北陸支部の会員卸、事業所会員卸が参加して北陸支部総会が開催された。

最初に、出席会員メンバー全員が自己紹介を行い、続いて北陸支部長の荒木彰氏（カナカン(株)）が開会の挨拶を述べた。

「天候異変や大震災等いろいろなことが続いているが、その中で我々卸が果たすべき役割が物流だけではなく、ますます増えてきている。特に現状、食の安全・安心を吟味するチェック機能が問われている。我々の機能アップのためにも横の連携をとって力を合わせていきましょう。」

ついで支部長が、議長席に着いて議案の審議を行った。



北陸支部総会
荒木支部長 開会ご挨拶

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 平成22年度事業報告と収支決算報告に関する件並びに監査報告 |
| 第2号議案 | 平成23年度事業計画並びに収支予算に関する件 |
| 第3号議案 | その他 |

事業活動については荒木支部長が報告し、収支決算状況については会計幹事の奥野 潔氏(石川中央食品(株))が行い、会計監査報告を大村 達也氏(明治屋商事(株))が行った。いずれも全て原案通り拍手で承認された。

一昨年より実施している経営実務研修会後の懇親会については好評につき今年度も継続して行うことを確認した。また今年は役員の改選期ではないが、流通再編、統合により幹事(監査)として坂本 正人氏(三菱食品(株))が新たに選任された。

全ての議案が終了後、奥山専務理事が本部事業活動報告を行い、13時20分に総会は閉会した。

事業活動

第1回 政策委員会・食品取引改善協議会を開催

－ 5月10日－

平成23年度第1回目の政策委員会・食品取引改善協議会を5月10日(火)午前10時から日本橋精養軒会議室にて開催した。

主要議題は、4月21日に開催された理事会の内容の情報共有化や当日行われる賛助会員幹事店会の運営内容の確認であったが、平時の在庫保有のあり方や納品日付の見直し、電力節電抑制策等の大震災後の業界影響についても意見の交換を行った。

また一部委員の交替もあり、あらためてこの委員会が協会における組織の軸的機能であることを確認した。

第12回 賛助会員幹事店会開催

－ 5月10日－

第12回賛助会員幹事店会を5月10日(火)午前11時30分より日本橋精養軒会議室にて開催した。

会議は、冒頭当協会の政策委員長中嶋隆夫氏((株)菱食)と賛助会員幹事企業を代表して小原利郎氏(味の素(株))からご挨拶をいただいた後、事務局の司会進行で議事に入った。

議題は、(1)平成23年4月21日開催の理事会報告として、①平成22年度事業活動報告 ②一部役員改選について ③公益法人制度改革への対応状況について 等を報告。

ついで、(2)意見交換テーマとして ①市場・流通構造の変化に伴う協働体制として、新たな製・配・販連携について ②流通業界を取り巻く各種経営環境の変化と優先的対応策について参加賛助会員幹事企業から発表をいただき意見の交換を行った。

大震災以降、卸の品揃えや物を届ける配送力が評価され、また加工食品の価値の見直し等から製配販の新たな取り組みの機運があり、様々な連携策について活発な意見が交わされた。

特に納品日付の緩和問題は、今後の電力節電抑制策とも絡み、重要な課題であるが、メーカーにおいては賞味期限の安全係数の見直しを優先してやって頂きたいと要請した。

次回開催を平成23年11月15日（火）に予定して閉会とした。



賛助会員幹事店会 会場

平成23年 賛助会員幹事店会出席者名簿

社団法人 日本加工食品卸協会
（社名：50音順・敬称：略）

[賛助会員幹事店委員各位]

会 社 名	役 職	氏 名
味の素(株)	常務執行役員食品事業部副本部長（国内営業統括）	小原 利郎
カゴメ(株)	取締役専務執行役員営業管掌兼コンシューマー事業本部長	寺田 直行
カルピス(株)	営業統括部長	岩瀬 嘉郎
キッコーマン食品(株)	常務執行役員首都圏支社長	加瀬 泰美
キューピー(株)	執行役員家庭用本部本部長	山本 範雄
サントリーフーズ(株)	常務取締役営業本部長	安部 博
日清オイリオグループ(株)	執行役員家庭用事業部長	榎本 雅行
日清食品(株)	東京営業部部長代理	武田 和美
日清フーズ(株)	家庭用営業部長	樋口 靖
日本水産(株)	執行役員広域営業本部長	西田 潤一
ネスレ日本(株)	執行役員流通営業部部長	太田 健介
ハウス食品(株)	営業企画推進室長	田中 千之
(株)桃屋	営業企画室室長	菅原 通之

[日本加工食品卸協会委員各位]

会 社 名	役 職	氏 名
伊藤忠食品(株)	取締役・専務執行役員東日本営業本部長	足立 誠
加藤産業(株)	取締役東京本部副本部長	福島 和成
国分(株)	常務取締役経営統括副本部長兼営業本部長	北見 賢

コンタツ(株)	取締役営業統括部長	湯浅 正男
(株)サンヨー堂	取締役営業本部商品部長	小林 由朗
(株)日本アクセス	専務取締役社長補佐	堀井壯一郎
三井食品(株)	顧問	川村 哲夫
(株)菱食	取締役副社長執行役員営業管掌兼加食営業統括	中嶋 隆夫
日食協	専務理事	奥山 則康

第148回 ネットワーク検討会開催

－ 6月9日－

6月9日（木）午前10時より日食協会議室において、第148回ネットワーク検討会が開催され、卸側が6名、メーカー側が9名合計15名が参加して行われた。

情報システム研究会の座長でもある竹腰 雅一氏（伊藤忠食品(株)）の司会進行により当日の議案は、1. 報告事項として ①日食協事業活動報告 ②EDI W・G活動報告 ③F研活動報告 ④情報システム研究会システム専門部会報告 2. 討議事項として ①「東日本大震災」を振り返って ②各社のIFRS対応について ③各社の米トレサ法対応について ④その他であった。

特に、「東日本大震災」を振り返ってというテーマにおいては、卸側の状況として物流が止まったことで小売に対する欠品が発生し、欠品となった商品が再度注文が入り、その繰り返しで受注量も受注件数も膨大化する現象が起き、業務処理が大変だった等生々しい事例の紹介があり今後の対策について情報の共有化が図られた。

次回開催を平成24年6月7日（木）に予定して閉会とした。



電力需要抑制の対策・クールビズについて

平成 23 年 5 月吉日

電力需要抑制の対策について

社団法人 日本加工食品卸協会

省エネ法と「環境自主行動計画」の遵守を基本的な考え方として以下の施策の実行により電力の需要を抑制する。

施策 1. 電気使用量を企業ごとに削減目標 15%（前年電力使用量の）を設定して、月次報告を受け、実績値を公開する。

【対象企業】省エネ法に定める特定事業者 16 社（対象地域に事業所のない事業者は除く）

【対象地域】東北電力・東京電力・中部電力管内（ただし中部電力管内は内部管理とし公表数値には含めない）

【対象期間】平成 23 年 5 月から平成 23 年 10 月まで
・データ対象月の翌々月の 10 日までに事務局に報告
（例：5 月データであれば 7 月 10 日までに報告）

【報告数値】使用電力量の企業合計

【公開数値】企業名は公表せず、特定事業者の合計数値を公開

施策 2. 電力需給対策全般

- ① クールビズ期間の前倒し（6 月～9 月 ⇒ 5 月～9 月）
- ② 照明の省エネ化推進
- ③ 不要な照明の消灯徹底、屋外広告・看板の照明消灯
- ④ 自家発電設備の導入
- ⑤ 電力デマンド監視サービスの導入
- ⑥ 扇風機やサーキュレーターを導入
- ⑦ 空調設備の 28℃の設定遵守

施策 3. 流通 SCM の改善

- ・個々の取引内容について、節電抑制策に適した流通 SCM の再構築

施策 4. 省エネ施策の情報収集を行い HP に掲載

以上

(提出小売業団体先)

日本チェーンストア協会

日本百貨店協会

日本スーパーマーケット協会

社団法人新日本スーパーマーケット協会

日本チェーンストアドラッグ協会

社団法人日本フランチャイズチェーン協会

社団法人日本ボランティア・チェーン協会

平成 23 年 5 月 占日

電力節電抑制策に関するお願いについて

社団法人日本加工食品卸協会

会長 國分 勘兵衛

謹啓

貴 様におかれましては、ますますのご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、貴協会の小売業者様と私ども団体傘下の卸企業とのお取引を通じて、格別のご高配を賜り、誠に有り難く厚く御礼申し上げます。

この度の「東日本大震災」により、貴協会傘下の小売業様におかれましても大きな被害にあわれたことと存じます。改めまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、「東日本大震災」の影響により、今夏の東京電力及び東北電力管内の供給力が大幅に減少するため、政府は 7 月から 9 月までの需要抑制目標を大口需要家・小口需要家・家庭ともに均一▲15%とし、国民・産業界が一丸となって、操業・営業時間の調整・シフト、休業日・夏期休業日の分散化、照明・空調等の節電等の具体的な計画を策定し実施することが求められております。

つきましては、この国難ともいえる状況にあたり食品流通業界全体で電力節電制限に対処し、「食」のライフラインを維持するため、個々のお取引内容をそれぞれ見直していただき、電力節電抑制策に適応した食品流通のあり方に再構築していただきますようお願い申し上げます。 何卒事情ご賢察の上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

謹白

クールビズの服装推奨ガイドライン

社団法人 日本加工食品卸協会
労務管理研究会

”基本” 「電力需要抑制環境に適した服装を心掛け、職務に適した機能的な身だしなみを推奨する」

	男 性	女 性
の ぞ ま し い 服 装	・ノーネクタイ ・ノー上着 ・襟付きのもの ・スラックス ・ポロシャツ(可) ・チノパン(可)	・夏用事務服 又は 適正冷房温度に相応しい服装 ・事務服の場合のベスト非着用 ・スラックス ・ポロシャツ(可) ・チノパン(可)
の ぞ ま し く な い 服 装	・Tシャツ、その他襟なしの物 ・ジーンズ、丈の短いパンツ ・かりゆしシャツ ・アロハシャツ ・サンダル ・スニーカー	・キャミソール、ホルダーネック ・タンクトップ等の露出度の高い物 ・ジーンズ、極端に丈の短いスカート及びパンツ ・かりゆしシャツ ・アロハシャツ ・サンダル、ミュール、スリッパ等のストラップが無い物、スニーカー、ブーツ その他安全上問題のある物 (極端なハイヒール、厚底の靴、極端なロング丈のスカートやワンピースなど)
そ の 他	・必要時着用できるようにネクタイを1本程度常備しておく	・事務服着用にあたっては、華美でない市販のブラウス併用も可

各県ブロック動向

◆静岡食品卸同業会

静岡食品卸同業会は、6月3日（金）午後3時30分より静岡グランドホテル中島屋にて定時総会を開催した。

副会長の坪井 俊彦氏（(株)静岡メイカン）の司会進行で、最初に会長の山口 茂氏（ヤマキ(株)）が挨拶し、「東日本大震災の影響から、世の中は自粛ムードが強く、経済そのものがシュリンクすることが懸念されるが、食品産業界が牽引して復興するようがんばりましょう。」と述べた。

ついで山口会長が、議長席に着いて議事に入り、①平成22年事業報告 ②平成22年度会計報告 ③平成22年度会計監査報告 ④平成22年事業報告並びに会計報告 ⑤平成23年事業方針案及び予算案を審議し、全て原案通り拍手で承認された。

この後、奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、終了後懇親会が開かれた。

◆神奈川県食品卸同業会

神奈川県食品卸同業会は、6月14日（火）午後3時より横浜ロイヤルパークホテルにて平成23年度の定時総会を開催した。

事務局の森谷健一氏（国分(株)）の司会進行で定足数を確認した後、会長の高木一夫氏（神奈川国分(株)）が開会の挨拶を行い、議長席に着いて議案の審議に入り、①平成22年事業報告 ②平成22年度会計報告及び監査報告 ③平成23年度事業計画案 ④役員改選その他 を全て原案通り拍手で承認された。

続いて賛助会員も加わって奥山専務理事が「日食協活動報告」を行い、ついで講演会に入り、元全日本女子バレーボール代表・元主将 吉原知子先生が「私のバレーボール人生」と題して常にポジティブに生きてきた自らの人生を振り返りながら力強く講演された。

終了後懇親会を行い閉会した。



関連省庁・団体からのお知らせ

製・配・販連携協議会 参加40社で正式発足

－ 5月19日 －

サプライチェーン全体の最適化に向け、消費財の製配販大手15社によって昨年5月に活動を開始した会議体が19日、製配販連携協議会として正式に発足した。

参加企業は総勢40社。

人口減少や海外原料価格の高騰で流通環境が激変する中、協議会や物流効率化や透明性の高い取引制度の推進などを通じ、流通全体の競争力の向上と豊かな国民生活への貢献を目指す。

消費財流通分野では、これまでも情報流を中心に三層連携による標準化推進活動が行われていたが、商物流を包含する「サプライチェーン全体の最適化」に向けて製配販が結束するのは、通産省（当時）の主導で流通システム化推進協議会が設立された1970年以来、実に40年ぶり。

発起15社は昨年11月に、①情報連携強化 ②透明で合理的な取引の推進 ③環境対応の推進 ④新しい消費ニーズの対応 を活動の柱とするビジョンを策定。

同12月から3つのワーキンググループ（①返品削減 ②配送最適化 ③流通BMS推進）が活動を開始しており、19日に都内で行われた第1回フォーラムでその成果を報告した。

この中で協議会は、発起15社を中心とした49社による“流通BMS導入宣言”を発表。

普及が遅れている同標準EDIシステムの実用化に向け、主導的な役割を果たしていく姿勢を示した。



製・配・販連携フォーラム

また、フォーラム後に行われた設立式では、参加40社ならびに事務局（流通システム開発センター／流通経済研究所）の首脳が登壇。

発起メンバー代表のヤオコー会長・川野幸夫氏は「消費者を起点としたサプライチェーン全体の効率化・高付加価値化を強力に推進するためにも、ここに協議会を設立し、わが国の流通構造改革を全力でリードしていくことを宣言する。」と述べた。

協議会は今週中に準備委員会を開催し、今年度の具体的活動テーマを取りまとめる方針。

東日本大震災を受け、参加各社から災害対応の議論を求める声が出ていることから、リスクマネジメントに特化したW・Gが新設される可能性もある。

製・配・販連携協議会参加企業

<製：メーカー>

アサヒビール(株)・味の素(株)・花王(株)・キューピー(株)・麒麟ビール(株)・サントリー食品インターナショナル(株)・(株)資生堂・日清食品(株)・日本コカ・コーラ(株)・プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)・ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス(株)・ライオン(株)

<配：卸売業>

(株)あらた・伊藤忠食品(株)・加藤産業(株)・国分(株)・(株)日本アクセス・(株)パルタック・三井食品(株)・(株)菱食

<販：小売業>

(株)アークス・イオンリテール(株)・(株)イズミ・イズミヤ(株)・(株)イトーヨーカ堂・(株)コメリ・(株)サークルKサンクス・(株)セブンーイレブン・ジャパン・(株)ダイエー・DCMホールディングス(株)・(株)ファミリーマート・(株)フジ・(株)平和堂・(株)マツモトキヨシ・(株)マルエツ・ミニストップ(株)・(株)ヤオコー・ユニー(株)・(株)ライフコーポレーション・(株)ローソン

食品流通に係る取引の適正化の推進について

事 務 連 絡

平成23年6月27日

食品製造・流通関係団体 各位

農林水産省総合食料局流通課

「食品流通に係る取引の適正化の推進について」(平成23年6月27日付け
23総合第586号 農林水産省総合食料局流通課長通知)の送付について

日頃より農林水産行政について、御理解と御協力を賜りありがとうございます。

さて、農林水産省は、従来から、食品の流通に係る取引の透明性が確保され、競争秩序が維持されるよう、独占禁止法及び関連法令等の遵守を関係業界にお願いしてきましたが、平成23年6月22日、公正取引委員会より株式会社山陽マルナカ（岡山県岡山市）に対し、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令がされたことから、改めて食品流通における取引の一層の適正化をお願いするために標記通知を発出したところです。

なお、当該通知の別添1の別添資料については、公正取引委員会で公表している資料になりますので、お手数ですが同委員会のホームページにおいて閲覧・取得していただきますようお願いいたします。

公正取引委員会ホームページ(<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/22index.html>)

※個々の資料（PDFファイル）の直接のアドレスは以下のとおりです。

- ① 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」の公表について
→ <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/10.november/10113001.pdf>
- ② （別紙1）優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方
→ <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/10.november/10113001besshi1.pdf>
- ③ （別紙2）「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（原案）に対する
意見の概要とこれに対する考え方
→ <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/10.november/10113001besshi2.pdf>
- ④ （参考）「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」のポイント
→ <http://www.jftc.go.jp/pressrelease/10.november/10113001sanko.pdf>

（問い合わせ先）

農林水産省 総合食料局 流通課 商業指導班

山下、吉田

電話：03-3502-8111（内線4103）

03-3502-7659（直通）



23 総合第 586 号
平成 23 年 6 月 27 日

社団法人日本加工食品卸協会
会長 國分 勘兵衛 殿

農林水産省総合食料局流通課長

食品流通に係る取引の適正化の推進について

貴会及び傘下会員の皆様方におかれましては、日頃から安全で安心な食品の円滑かつ効率的な流通の確保について、特段の御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

農林水産省としては、従来から、食品流通の近代化、効率化を図るためには、公正な取引関係の確保が必要であることから、「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（公正取引委員会・平成 22 年 11 月 30 日付け。以下「ガイドライン」という。）を周知し、独占禁止法令の遵守を関係業界にお願いしてきたところであります。（別添 1）

しかしながら、平成 23 年 6 月 22 日、公正取引委員会は、株式会社山陽マルナカ（岡山県岡山市）が行った行為に対し、独占禁止法に違反するものとして同法に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったところであります。（別添 2）

このような行為は、独占禁止法に違反することはもとより、食品流通に携わる関係者のみならず消費者の信用を失墜させるものであり、誠に遺憾であります。

農林水産省は、改めて、大規模小売業者団体に対し、独占禁止法に違反する取引が行われることがないように、ガイドライン及び関係法令の一層の周知・遵守の徹底が図られ、ガイドラインに沿った公正な取引がなされるよう、傘下会員への指導をお願いしたところであります。

食品製造・流通に携わる貴会におかれましても、食品流通に係る取引の一層の適正化に向け、引き続き傘下会員に御指導いただくとともに、独占禁止法に違反すると思われる取引が見受けられた場合には、別添 3 の公正取引委員会相談窓口や別添 4 の市場取引 110 番といった相談窓口を御利用いただくよう周知方よろしくお願いいたします。

(別添1)

(写)

22総合第1343号

平成22年12月27日

関係団体名

代表者 宛て

農林水産省総合食料局流通課長

食品流通にかかる取引の適正化の推進について

貴会及び傘下会員の皆様方におかれましては、日頃から安全で安心な食料品の円滑かつ効率的な流通の確保について、格段の御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、今般、公正取引委員会において、別添のとおり「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（以下「本ガイドライン」という。）が公表されましたのでお知らせします。

食品流通に携わる貴会におかれましては、本ガイドラインの周知・遵守の徹底を図られるとともに、食品流通における適正な取引がなされるよう、傘下会員に対する指導をよろしくお願いいたします。

なお、本ガイドラインについては、公正取引委員会ホームページ（<http://www.jftc.go.jp/pressrelease/22index.html>）において掲載されておりますことを申し添えます。

(連絡先)

農林水産省総合食料局流通課商業指導班

電話：03-3502-7659(直通)

FAX：03-3502-5336

株式会社山陽マルナカに対する排除措置命令及び課徴金納付命令について

平成23年6月22日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社山陽マルナカ（以下「山陽マルナカ」という。）に対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、次のとおり、同法第2条第9項第5号（優越的地位の濫用）^{（注1）}に該当し同法第19条の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第20条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第20条の6の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

（注1） 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第51号）の施行日である平成22年1月1日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不正な取引方法の第14項。

1 違反行為者及び課徴金額

名 称	株式会社山陽マルナカ
所 在 地	岡山市南区平福一丁目305番2号
代 表 者	代表取締役 中山 明憲
事業の概要	食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業
課 徴 金 額	2億2216万円

2 違反行為の概要

山陽マルナカは、遅くとも平成19年1月以降、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者^{（注2）}（以下「特定納入業者」という。）に対して、次の行為を行っていた。

- （1）新規開店^{（注3）}、全面改装^{（注4）}、棚替え^{（注5）}等に際し、これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に対し、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該特定納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた。
- （2）新規開店又は自社が主催する「こども将棋大会」若しくは「レディーステニス大会」と称する催事等の実施に際し、特定納入業者に対し、当該特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がない又は当該利益を超える負担となるにもかかわらず、金銭を提供させていた。
- （3）自社の食品課が取り扱っている商品（以下「食品課商品」という。）のうち、自社が独自に定めた「見切り基準」と称する販売期限を経過したものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないなどにもかかわらず、当該食品課商品を返品していた。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査上席
電話 03-3581-1754（直通）
公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所第二審査課
電話 082-228-1501（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp/>

- (4)ア 食品課商品のうち、季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該食品課商品の仕入価格に50パーセントを乗じて得た額に相当する額を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。
- イ 食品課商品又は自社の日配品課が取り扱っている商品（以下「日配品課商品」という。）のうち、全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品又は当該日配品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売において割引した額に相当する額等を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。
- (5) クリスマスケーキ等のクリスマス関連商品（以下「クリスマス関連商品」という。）の販売に際し、仕入担当者^(注6)から、特定納入業者に対し、懇親会において申込用紙を配付し最低購入数量を示した上でその場で注文するよう指示する又は特定納入業者ごとに購入数量を示す方法により、クリスマス関連商品を購入させていた。
- (注2) 「納入業者」とは、山陽マルナカが自ら販売する商品を、山陽マルナカに直接販売して納入する事業者のうち、山陽マルナカと継続的な取引関係にあるものをいう。
- (注3) 「新規開店」とは、山陽マルナカが、新たに店舗を設置して、当該店舗の営業を開始することをいう。
- (注4) 「全面改装」とは、山陽マルナカが、自社の既存の店舗について、一旦営業を取りやめた上で売場の移動、売場面積の拡張、設備の改修その他の改装を行うことをいう。
- (注5) 「棚替え」とは、山陽マルナカが、自社の既存の店舗について、商品の陳列場所の変更、商品の入替えその他の改装を行うこと（全面改装に伴うものを除く。）をいう。
- (注6) 「仕入担当者」とは、納入業者との間で商談等の仕入業務を行い、当該納入業者との取引に直接影響を及ぼし得る山陽マルナカの従業員をいう。

3 排除措置命令の概要

- (1) 山陽マルナカは、前記2の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後当該行為と同様の行為を行わない旨を、取締役会において決議しなければならない。
- (2) 山陽マルナカは、前記(1)に基づいて採った措置を、納入業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 山陽マルナカは、今後、前記2の行為と同様の行為を行ってはならない。
- (4) 山陽マルナカは、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。
- ア 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定
- イ 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

4 課徴金納付命令の概要

山陽マルナカは、平成23年9月26日までに、2億2216万円を支払わなければならない。

1 本件の経緯



2 過去の山陽マルナカによる優越的地位の濫用事件

件 名 審決年月日	内 容
平成16年（勸）第3号 (株)山陽マルナカに対する件 平成16年4月15日	納入業者に対し、商品を購入した後にその納入価格を値引きさせ、商品を返品するとともに、自己の販売業務のためにその従業員等を派遣させて使用するなどしていた。

3 最近の優越的地位の濫用事件

件 名 措置年月日	内 容
平成22年（措）第17号 ロイヤルホームセンター(株) に対する件 平成22年7月30日	納入業者に対し ① 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の閉店又は全面改装に伴い自社の店舗で販売しないこととした商品及び棚替え又は商品改廃に伴い定番商品から外れた商品を返品していた。 ② 遅くとも平成18年11月23日以降、店舗の開店若しくは閉店、全面改装又は棚替えに際し、当該納入業者以外の者が納入した商品を含む当該店舗の商品について、売場への搬入、陳列、撤去、売場からの搬出等の作業を行わせるため、その従業員等を派遣させていた。
平成21年（措）第8号 (株)セブン-イレブン・ジャパン に対する件 平成21年6月22日	(株)セブン-イレブン・ジャパンのフランチャイズ・チェーンの加盟者が経営するコンビニエンスストアで廃棄された商品の原価相当額の全額が加盟者の負担となる仕組みの下で、推奨商品のうちデイリー商品に係る見切り販売を行おうとし、又は行っている加盟者に対し、見切り販売の取りやめを余儀なくさせ、もって、加盟者が自らの合理的な経営判断に基づいて廃棄に係るデイリー商品の原価相当額の負担を軽減する機会を失わせている。
平成21年（措）第7号 (株)島忠に対する件 平成21年6月19日	納入業者に対し ① 店舗の閉店又は改装に際し、当該店舗の商品のうち、当該店舗及び他の店舗において販売しないこととした商品を返品している。 ② 家具商品部で取り扱う商品のうち、定番商品から外れたこと又は店舗を閉店するに当たり当該店舗において売れ残ることが見込まれることを理由として割引販売を行うこととした商品について、当該割引販売に伴う自社の利益の減少に対処するために必要な額を当該商品の納入価格から値引きさせている。 ③ 店舗の開店、改装又は閉店に際し、その従業員等を、納入業者の商品以外の商品を含む商品の搬入等の作業及び当該店舗における商品の陳列等の作業を行わせるために派遣させている。

4 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

（昭和二十二年四月十四日法律第五十四号）

【定義】

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 （略）

【不公正な取引方法の禁止】

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

【排除措置】

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

第二十条 （略）

② 第七条第二項の規定は、前条の規定に違反する行為に準用する。

【優越的地位の濫用に係る課徴金】

第二十条の六 事業者が、第十九条の規定に違反する行為（第二条第九項第五号に該当するものであつて、継続してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間

（当該期間が三年を超えるとときは、当該行為がなくなる日からさかのぼって三年間とする。）における、当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合は当該行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

※ ただし、平成21年独占禁止法改正法附則第5条（課徴金に関する経過措置）の規定により、違反行為のうち、平成22年1月1日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

平成21年独占禁止法改正法附則（抄）

（課徴金に関する経過措置）

第五条 新独占禁止法第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為についてこれらの規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が施行日前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない。

○ 平成21年独占禁止法改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位を不当に利用して相手方と取引すること。

六 （略）

○ 平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法（抄）

（優越的地位の濫用）

14 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次の各号のいずれかに掲げる行為をすること。

一 継続して取引する相手方に対し、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

二 継続して取引する相手方に対し、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

三 相手方に不利益となるように取引条件を設定し、又は変更すること。

四 前三号に該当する行為のほか、取引の条件又は実施について相手方に不利益を与えること。

五 （略）

5 優越的地位の濫用に係る課徴金制度の概要

(1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者が独占禁止法第19条の規定に違反する行為（第2条第9項第5号に該当するもの〔優越的地位の濫用〕であって、継続してするものに限る。以下「違反行為」という。）をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第20条の6）。

（注1）違反行為について第20条の6の規定による課徴金の納付を命ずる場合において、当該違反行為が平成21年独占禁止法改正法の施行日（平成22年1月1日。以下「施行日」という。）前に開始され、施行日以後になくなったものであるときは、当該違反行為のうち施行日前に係るものについては、課徴金の納付を命ずることができない（平成21年独占禁止法改正法附則第5条）。

（注2）違反行為をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第20条の7、第7条の2㉔）。また、課徴金納付命令を受ける前に、違反行為をした法人が調査開始日以後において子会社等に対して当該違反行為に係る事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割により当該事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第20条の7、第7条の2㉕※）。

※ 第20条の7において準用する第7条の2㉕の規定は、施行日以後に立入検査が行われた事件（立入検査が行われなかったときは、課徴金納付命令の事前通知が行われた事件）から適用される（平成21年独占禁止法改正法附則第6条㉔）。

(2) 課徴金額の計算

課徴金額は、違反行為をした日から違反行為がなくなる日までの期間（最長3年間）における、当該違反行為の相手方との間における売上額又は購入額（当該違反行為の相手方が複数ある場合は当該違反行為のそれぞれの相手方との間における売上額又は購入額の合計額）に課徴金算定率（一律1%）を乗じて計算する。

（注）課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第20条の6）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第20条の7、第7条の2㉔）。

平成23年（措）第5号

排 除 措 置 命 令 書

岡山市南区平福一丁目305番2号

株式会社山陽マルナカ

同代表者 代表取締役 中山 明 憲

公正取引委員会は、上記の者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第20条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文及び理由中の用語のうち、別紙「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

1 株式会社山陽マルナカ（以下「山陽マルナカ」という。）は、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

(1) 遅くとも平成19年1月以降、取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者（以下「特定納入業者」という。）に対して行っていた次の行為を取りやめている旨を確認すること

ア 新規開店、全面改装、棚替え等の際し、これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に対し、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該特定納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせるため、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該特定納入業者の従業員等を派遣させていた行為

イ 新規開店又は自社が主催する「こども将棋大会」若

しくは「レディーステニス大会」と称する催事等の実施に際し、特定納入業者に対し、当該特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がない又は当該利益を超える負担となるにもかかわらず、金銭を提供させていた行為

ウ 自社の食品課が取り扱っている調味料等の商品（以下「食品課商品」という。）のうち、自社が独自に定めた「見切り基準」と称する販売期限を経過したものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がなく、当該食品課商品の購入に当たって当該特定納入業者との合意により返品条件を定めておらず、当該食品課商品の返品によって当該特定納入業者に通常生ずべき損失を自社が負担せず、かつ、当該特定納入業者から当該食品課商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該食品課商品を返品していた行為

エ(ア) 食品課商品のうち、季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該食品課商品の仕入価格に50パーセントを乗じて得た額に相当する額を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた行為

(イ) 食品課商品又は自社の日配品課が取り扱っている牛乳等の商品（以下「日配品課商品」という。）のうち、全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品又は当該日配品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売において割引し

た額に相当する額等を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた行為

オ クリスマスケーキ等のクリスマス関連商品(以下「クリスマス関連商品」という。)の販売に際し、仕入担当者から、特定納入業者に対し、懇親会において申込用紙を配付した上で最低購入数量を示しその場で注文するよう指示する又は特定納入業者ごとに購入数量を示す方法により、クリスマス関連商品を購入させていた行為

(2) 今後、前記(1)の行為と同様の行為を行わない旨

2 山陽マルナカは、前項に基づいて採った措置を、納入業者に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 山陽マルナカは、今後、第1項(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

4 山陽マルナカは、今後、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、第1項(1)の行為と同様の行為をすることのないようにするために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の改定

(2) 納入業者との取引に関する独占禁止法の遵守についての、役員及び従業員に対する定期的な研修並びに法務担当者による定期的な監査

5(1) 山陽マルナカは、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

(2) 山陽マルナカは、前項(2)に基づいて講じた措置の実施内容を、今後3年間、毎年、公正取引委員会に報告しなければならない。

第 1 事実

1 (1) 山陽マルナカは、肩書地に本店を置き、岡山県、大阪府、兵庫県及び広島県の区域に「マルナカ」と称する店舗を出店し、食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業を営む者である。

(2) 山陽マルナカは、自社の店舗で販売する商品のほとんど全てを納入業者から買取りの方法により仕入れており、納入業者との間で商談を行い、事前に当該商品の仕入価格等の取引条件を決定していた。納入業者は、食品、日用雑貨品、衣料品等の製造業者又は卸売業者であり、その多くが岡山県又はその周辺の区域に本店又は支店等の事業所を置いて事業を行っていた。

(3) ア 山陽マルナカは、岡山県の区域を中心に店舗を展開しており、売上高では同県の区域に本店を置く百貨店及び総合スーパーの中で最大手の事業者である。また、岡山県における小売業に係る食品の売上高に占める山陽マルナカの売上高の割合は、小売業者の中で最も高い。

イ 山陽マルナカは毎年店舗数を増加させており、山陽マルナカの年間売上高は 1 2 0 0 億円を超えて推移しているところ、納入業者の中には、今後の山陽マルナカとの取引額の増加を期待する者が多い。

ウ 納入業者の中には、当該納入業者の売上高に占める山陽マルナカに対する売上高の割合が高いなど、山陽マルナカを主な取引先とする者が存在する。

エ 納入業者の中には、他の事業者との取引を開始する又は拡大することにより山陽マルナカに対する売上高と同程度の売上高を確保することが困難な者が存在する。

オ 納入業者の中には、山陽マルナカと取引がある自社の支店等の事業所の売上高に占める山陽マルナカに対する売上高の割合が高いことなどにより、自社の支店等の事業所と山陽マルナカとの取引関係を重視する者が存在する。

カ 前記アからオまでの事情等により、特定納入業者は、山陽マルナカとの取引の継続が困難になれば事業経営上大きな支障を来すこととなり、このため、山陽マルナカとの取引を継続する上で、納入する商品の納入価格等の取引条件とは別に、山陽マルナカからの種々の要請を受け入れざるを得

ない立場にあり、その取引上の地位は山陽マルナカに対して劣っていた。

2(1) 山陽マルナカは、遅くとも平成19年1月以降、特定納入業者に対して、次の行為をしていた。

ア 新規開店、全面改装、棚替え等に際し、これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者に、当該特定納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品について、当該特定納入業者の従業員等が有する技術又は能力を要しない商品の移動、陳列、補充、接客等の作業を行わせることとし、あらかじめ当該特定納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、仕入担当者から、当該特定納入業者に対し、直接又は他の納入業者を通じて、これらの作業を行う店舗、日時等を連絡し、その従業員等を派遣するよう要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、その従業員等を派遣していた。また、山陽マルナカは、当該派遣のために通常必要な費用を負担していなかった。

イ 新規開店を宣伝するためのアドバルーンの設定等に要する費用を確保するため、又は自社が主催する「こども将棋大会」若しくは「レディーステニス大会」と称する催事等の実施に要する費用を確保するため、あらかじめ仕入部門ごとに特定納入業者から提供を受ける金銭の目標額を設定し、仕入担当者から、特定納入業者に対し、当該特定納入業者の納入する商品の販売促進効果等の利益がない又は当該利益を超える負担となるにもかかわらず、金銭を提供するよう要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、金銭を提供していた。

ウ 食品課商品のうち、自社が独自に定めた「見切り基準」と称する販売期限を経過したものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がなく、当該食品課商品の購入に当たって当該特定納入業者との合意により返品を定めておらず、かつ、当該特定納入業者から当該食品課商品の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該食品課商品を返品していた。

この返品を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その返品を受け入れることを余儀なくされていた。また、山陽

マルナカは、この返品によって当該特定納入業者に通常生ずべき損失を負担していなかった。

- エ(ア) 食品課商品のうち、季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売に伴う自社の損失を補填するために、当該食品課商品の仕入価格に50パーセントを乗じて得た額に相当する額を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。

この減額を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その減額を受け入れることを余儀なくされていた。

- (イ) 食品課商品又は日配品課商品のうち、全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととしたものについて、当該食品課商品又は当該日配品課商品を納入した特定納入業者に対し、当該特定納入業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、当該割引販売に伴う自社の損失を補填するために、当該割引販売において割引した額に相当する額等を、当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じていた。

この減額を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その減額を受け入れることを余儀なくされていた。

- オ 平成21年11月から同年12月にかけて実施したクリスマス関連商品の販売に際し、あらかじめ自社の仕入部門ごとにクリスマス関連商品の目標販売数量を設定した上で、仕入担当者から、特定納入業者に対し

- (ア) 特定納入業者との懇親会において、クリスマス関連商品の申込用紙を配付し、クリスマス関連商品の最低購入数量を示した上で、その場で注文するよう指示する

- (イ) 自社との取引額を踏まえて、特定納入業者ごとにクリスマス関連製品の購入数量を示す

方法により、クリスマス関連商品を購入するよう要請していた。

この要請を受けた特定納入業者は、山陽マルナカとの取引を継続して行う立場上、その要請に応じることを余儀なくされ、クリスマス関連商品を購入していた。

- (2) 前記(1)の行為について、山陽マルナカは

- ア 平成19年1月から平成22年5月までの間に実施した新規開店、全面

改装，棚替え等に際し，これらを実施する店舗に商品を納入する特定納入業者約 140 社に対し，延べ約 4,200 人の従業員等を派遣させ，使用する

イ 平成 19 年 4 月から平成 22 年 4 月までの間に実施した新規開店又は自社主催の催事等の実施に際し，特定納入業者約 130 社に対し，総額約 3200 万円の金銭を提供させる

ウ 平成 21 年 3 月から同年 8 月までの間に実施した全面改装に伴う在庫整理を理由とした割引販売に際し，当該割引販売を行った食品課商品又は日配品課商品を納入する特定納入業者約 20 社に対し，総額約 410 万円を当該特定納入業者に支払うべき代金の額から減じる

などしていた。

- 3 平成 22 年 5 月 18 日，本件について，公正取引委員会が独占禁止法第 47 条第 1 項第 4 号の規定に基づく立入検査を行ったところ，同月 19 日以降，山陽マルナカは，前記 2(1)の行為を取りやめている。

第 2 法令の適用

前記事実によれば，山陽マルナカは，自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して，正常な商慣習に照らして不当に

1 継続して取引する相手方に対して，当該取引に係る商品以外の商品を購入させ

2 継続して取引する相手方に対して，自己のために金銭又は役務を提供させ

3 取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ，又は取引の相手方に対して取引の対価の額を減じ

ていたものであって，この行為は，独占禁止法第 2 条第 9 項第 5 号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 51 号）の施行日である平成 22 年 1 月 1 日前においては平成 21 年公正取引委員会告示第 18 号による改正前の不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）の第 14 項）に該当し，独占禁止法第 19 条の規定に違反するものである。このため，山陽マルナカは，独占禁止法第 20 条第 2 項において準用する独占禁止法第 7 条第 2 項第 1 号に該当する者である。また，山陽マルナカは，平成 16 年（勸）第 3 号の審決において排除措置を命じられたにもかかわらず違反行為を行っていたこと，違反行為が長期間にわたって行われていたこと，違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機とし

たものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、山陽マルナカに対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成23年6月22日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 後 藤 晃

委 員 神 垣 清 水

委 員 濱 田 道 代

委 員 細 川 清

別紙

番号	用語	定義
1	納入業者	株式会社山陽マルナカ（以下「山陽マルナカ」という。）が自ら販売する商品を、山陽マルナカに直接販売して納入する事業者のうち、山陽マルナカと継続的な取引関係にあるもの
2	新規開店	山陽マルナカが、新たに店舗を設置して、当該店舗の営業を開始すること
3	全面改装	山陽マルナカが、自社の既存の店舗について、一旦営業を取りやめた上で売場の移動、売場面積の拡張、設備の改修その他の改装を行うこと
4	棚替え	山陽マルナカが、自社の既存の店舗について、商品の陳列場所の変更、商品の入替えその他の改装を行うこと（全面改装に伴うものを除く。）
5	仕入担当者	納入業者との間で商談等の仕入業務を行い、当該納入業者との取引に直接影響を及ぼし得る山陽マルナカの従業員

○ 中央卸売市場関係業者の相談窓口

農林水産省(本省)

担当部課	電話番号	FAX番号	開設時間(平日)
農林水産省 総合食料局流通課卸売市場室	03-5512-3005	03-3502-5336	9:30~17:45 (12:00~13:00)を除く

内閣府沖縄総合事務局

担当部課	電話番号	FAX番号	開設時間(平日)
農林水産部食料流通課	098-866-1673	098-860-1179	9:00~17:00 (12:00~13:00)を除く

農林水産省(地方農政局)

担当部課	電話番号	FAX番号	開設時間(平日)
東北農政局 生産経営流通部食品課	(代表) 022-263-1111 (内線) 4262	022-217-4180	9:00~17:15 (12:00~13:00)を除く
関東農政局 生産経営流通部食品課	(代表) 048-600-0600 (内線) 3142	048-601-1431	9:15~17:15 (12:00~13:00)を除く
東海農政局 生産経営流通部食品課	(代表) 052-201-7271 (内線) 2344	052-219-2670	9:00~17:00 (12:00~13:00)を除く
北陸農政局 生産経営流通部食品課	076-232-4233	076-232-5824	9:00~17:00 (12:00~13:00)を除く
近畿農政局 生産経営流通部食品課	075-414-9025	075-414-7345	9:00~17:00 (12:00~13:00)を除く
中国四国農政局 生産経営流通部食品課	(代表) 086-224-4511 (内線) 2154	086-232-7225	9:00~16:30 (12:00~13:00)を除く
九州農政局 生産経営流通部食品課	096-211-9619	096-211-9780	9:00~16:30 (12:00~13:00)を除く

